

## 刈谷市障害者計画

●計画期間：平成30年度～35年度

●策定根拠：障害者基本法

●策定期限：平成30年3月

●基本理念：ノーマライゼーション

※障害のあるなしにかかわらず、地域や家庭で普通の暮らしができる社会をめざす

●基本目標：暮らしの基盤づくり 自立と社会参加の基盤づくり 人にやさしいまちづくり

	項目	具体的な取組み	取組み状況 (H30)
重点課題①	障害のある人の継続的な雇用・就労の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校、一般企業、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、公共職業安定所等とのネットワークの構築</li> <li>○自立支援協議会の就労支援部会の活動内容の充実</li> <li>○企業内での障害及び障害のある人への理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、公共職業安定所等が構成員である就労支援部会、就労支援機関同士の情報共有の場として就労連絡会を開催し、障害のある人の一般就労への移行、就労定着を図る。</li> <li>・就労支援部会では、企業の雇用担当者を対象者に「障害者雇用セミナー」や就労移行支援事業所を見学する「事業所バスツアー」を開催し、福祉事業所と企業の連携を図る。</li> </ul>
重点課題②	障害に対する理解の促進と虐待の防止・差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害に関する周知・啓発</li> <li>○合理的配慮の理念の浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月より県下一斉に「ヘルプマーク」の配布が始まり、福祉総務課窓口や市民センターにて配布するとともに、思いやりのある行動をとってもらうようにホームページなどで普及啓発を図る。</li> </ul>
重点課題③	地域で暮らす体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害特性に応じたグループホーム等の整備</li> <li>○精神障害のある人をはじめとした地域移行支援の拡充</li> <li>○地域生活支援拠点等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所や医療機関等を構成員とした相談支援部会において、施設や病院からの地域移行を進めていく取組みを行っていく。</li> <li>・今年度より医療機関、サービス提供事業所、民生委員等を構成員とした地域生活支援拠点等検討部会を立ち上げ、地域生活支援拠点等の整備に向けて検討を始めていく。</li> </ul>
重点課題④	障害のある子どもへの切れ目のない支援とニーズに応じた療育・保育・教育の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援協議会の子ども部会の機能の向上</li> <li>○ライフステージ移行に対応できる情報共有の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、障害のある人の家族会、相談支援事業所、医療機関等を構成員とした子ども部会において、福祉事業所や教育機関が作成する支援計画書の共有等を行うことにより、福祉と教育の連携を充実させる取組みを行っていく。</li> </ul>

## 第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画

●計画期間：平成30年度～32年度 ●策定根拠：障害者総合支援法・児童福祉法 ●策定期間：平成30年3月

	項目	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	第4期障害福祉計画
成果目標①	福祉施設の入所者の地域生活への移行	① 平成32年度末時点で、3人が地域生活へ移行する。 ② 平成32年度末時点の施設入所者数を、81人とする。	① 平成29年度末時点で、11人が地域生活へ移行する。 ② 平成29年度末時点の施設入所者数を、82人とする。
成果目標②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。	新設
成果目標③	地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点を面的に整備する。	平成29年度末までに、障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点を市又は圏域で整備する。
成果目標④	福祉施設から一般就労への移行等	① 平成32年度末時点の福祉施設を通じた一般就労への移行者数を、26人とする。 ② 平成32年度末における就労移行支援利用者数を、52人とする。 ③ 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の50%以上とする。 ④ 各年度の就労定着支援による支援開始1年後職場定着率を、80%以上とする。	① 平成29年度末時点の福祉施設を通じた一般就労への移行者数を、26人とする。 ② 平成29年度末における就労移行支援利用者数を、38人とする。 ③ 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の100%以上とする。
成果目標⑤	障害児支援の提供体制の整備等	平成30年度までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。	新設